



古 産 第 2 2 号
令 和 7 年 5 月 9 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

古河市長 針 谷 力



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和7年3月21日付け茨城県告示第321号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マーケットシティ古河

所在地 古河市松並2丁目18番地

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

(1)大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(2)株式会社ヤオコー

代表取締役 川野 澄人

埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1



3 意見の内容

(1) 配慮を求める事項及び内容

事 項	配慮すべき具体的内容
	意見なし

(2) 理由

--